

6

健全化判断比率審査

資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度から新たに算定された健全化判断比率及び資金不足比率について審査しました。

【審査の方法】

健全化判断比率及び資金不足比率やその算定の根拠となる事項を記載した書類が適正であるか検証するために、以下の方法で審査しました。

決算諸表その他の帳簿及び証拠書類の照合

関係部局からの説明聴取

【審査の結果】

1 東京都健全化判断比率（平成19年度）審査

東京都の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）について検証した結果、算定に誤りのないことが認められました。

2 東京都資金不足比率（平成19年度）審査

東京都の資金不足比率の対象となる東京都の13会計（下記のとおり）について、資金不足比率を検証した結果、算定に誤りのないことが認められました。

資金不足比率対象の13会計

病院会計、中央卸売市場会計、都市再開発事業会計、臨海地域開発事業会計、港湾事業会計、交通事業会計、高速電車事業会計、電気事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、と場会計、多摩ニュータウン事業会計